

福島市上下水道局入札監視等委員会設置要綱

（設 置）

第1条 「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年11月27日法律第127号）の趣旨を踏まえ、第三者の意見を反映することにより、入札及び契約手続きの透明性の確保及び適切な執行をさらに図るため、福島市上下水道局入札監視等委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、福島市上下水道局（上水道事業）が発注した建設工事等に係る次の事項の調査審議を行い、意見の具申又は勧告を行う。

- (1) 入札及び契約手続の運用状況に関すること。
- (2) 入札及び契約手続の過程及び契約内容に関すること。
- (3) 入札及び契約制度に関すること。
- (4) 再苦情処理に関すること

（委 員）

第3条 委員は、中立、公正な立場で客観的に入札及び契約についての審査、その他事務を適切に行うことができる学識経験を有する者のうちから、福島市水道事業管理者（以下「管理者」という。）が委嘱する。

- 2 委員会は、3人の委員で組織する。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任を妨げない。
- 5 委員の氏名及び職業は公表するものとする。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長の任期は、委員の任期とする。ただし、再選を妨げない。
- 3 委員長は委員を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故ある時は、あらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによるものとする。

4 会議は、原則として非公開とする。

(庶 務)

第6条 委員会の庶務は、水道総務課管財契約係において処理する。

(委 任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

2 この要綱施行後最初に開催される委員会の会議は、第5条第1項本文の規定にかかわらず、管理者が招集する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日一部改正を施行する。

この要綱は、令和4年4月1日一部改正を施行する。

この要綱は、令和7年4月1日一部改正を施行する。